

令和5年第4回定例教育委員会会議録（要旨）

開会日 令和5年4月20日
場 所 市役所406会議室
時 間 午後2時00分 開会

（出席委員）

豊田教育長、鈴木（君）委員、渡邊委員、滝委員、鈴木（千）委員

（欠席委員）

なし

（委員以外の出席者）

松本教育部長、川和学校教育課長、石井生涯学習課長、宇梶図書館長、
樫村教育総務課長、矢吹教育総務課主幹

（次 第）

- ・議 事 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて
専決第2号 北茨城市学校給食食物アレルギー対策補助金交付要綱に
ついて
専決第3号 北茨城市立図書館協議会委員の任命について
議案第22号 北茨城市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する
規則の一部を改正する規則について
- ・報告事項 (1) 5月の教育委員行事日程について
(2) その他

教育総務課長

定刻となりましたので、令和5年第4回定例教育委員会を始めます。会議に入ります前に、4月1日付の定期人事異動により内部昇格等しました5名の紹介をしたいと思います

ます。それぞれ自己紹介をお願いします。

(教育部長、生涯学習課長、図書館長、教育総務課主幹の自己紹介)

教育総務課長

ありがとうございました。

それではこれより会議に入らせていただきます。初めに豊田教育長よりご挨拶と教育長報告をお願いいたします。

(教育長からの挨拶、教育長報告)

教育総務課長

ありがとうございました。ただいまの教育長からの御報告について御質問等ございましたらお願いいたします。

渡邊委員

東京都では教員の確保が今年、公立学校で大変だというニュースがやっていました。北茨城市は数字的には産休代替の1名以外は100%ですか。

教育長

いいえ、大津小学校の特別支援学級の知的学級担当が足りていません。ご存知のように、特別支援学級は9人を超えますと2学級です。3月の中旬まで8人でしたが、1人転校してくるということで急遽9人になったため、その方を探しているところです。今9人いますが、1人の先生が教えていたり、そこに、サポートとして2人体制で、特別支援学級を担当しているところです。その他非常勤講師で、常北中学校の非常勤講師は1人、家庭科の先生が免許外でついています。その他定数崩しで理科、その他社会、国語と決まっています。決まっていますが、その国語を見つけることができていないため、今のところ、常北中学校の国語と、大津小学校の特別支援学級担当者が配置することができていません。

教育総務課長

その他ございますでしょうか。

渡邊委員

なかなか難しいですね。これからの定年制が伸びていけば、再任用として、その方たちに手伝っていただくという形でやってほしいですね。もう一点、巡回指導という話が出ましたが、今は自校通級だけで、他校通級はないということですか。

教育長

自校通級は行っています。他校通級は、例えば精華小学校と大津小学校に通級の言語学級があるので、他の小学校からそこへ行っています。

渡邊委員

それは今まで通りということですね、

教育長

はい。先ほどの巡回型というのは、情緒学級に関してです。

渡邊委員

自分の学校にも情緒学級はあると思いますが、空いた時間にその学校に行ってということですか。

教育長

具体的には中郷中学校の先生が担当しています。中郷中学校にも情緒学級があるので、その担当者もいます。通級担当者は巡回専門ということで、中郷中学校の該当者と、中妻小学校と平潟小学校の該当者も受け持っています、

渡邊委員

中妻小学校と平潟小学校にも情緒学級はありますよね。

教育長

ありますが、通級です。学級には入っていないが、指導を受けたいという方に対して、巡回型で対応しています。

渡邊委員

手厚く指導できればいいですね。

教育長

これは今年から始まった取り組みで、それぞれ管内で1人ということです。

教育総務課長

そのほか御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

(質問等無し)

無いようですので、それでは次に参ります。ここからの議事進行については教育長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(議案第21号 専決処分の承認を求めることについて

専決第2号 北茨城市学校給食食物アレルギー対策補助金交付要綱について)

教育長

それでは議事の方に入らせていただきます。本日は議案が3件ございます。学校給食センターからお願いします。

教育部長

(議案第21号 専決処分の承認を求めることについて、専決第2号 北茨城市学校給食食物アレルギー対策補助金交付要綱について、朗読。)

本要綱の制定につきましては、今年度から実施します学校給食費の完全無償化に伴い、食物アレルギーにより、学校給食の享受が困難な児童生徒の保護者へ代替食費を支援することにより、負担軽減を図るものであります。6ページの別表をお願いします。食物アレルギー対策法の制度内容につきましては、給食の一部を代替食により賄う児童生徒の保護者へは持参日数に100円を乗じた額、また、給食の全てを代替食により賄う児童生徒の保護者へは、当該月における給食費相当額を支給するものであります。なお、支援の対象となる児童生徒につきましては、学校生活管理指導表により学校長が認めるものとしております。以上でございます。

教育長

ただいまの説明について御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

渡邊委員

今まで給食費を集めていたときは、例えば病欠などで5日間休むと返金される仕組み

があったかと思うのですが、今回100円というのは何か根拠はあるのですか。

教育部長

根拠につきましては、1食当たり300円という設定をしております。卵が駄目な子どもがいたら、卵が給食に出る場合、その卵に代わるおかずを持参したことに対して100円を支給しましょうというものであって、何日欠席したから、給食を食べなかったなので、その分を返しますよ、という制度ではありません。皆さんが給食費で恩恵を受けているにも関わらず、アレルギーのために食べられない子供たちに対して、お金を支援しましょうというものでありますので、あくまでも弁当持参ということが基本となります。

渡邊委員

除去した分が大体これぐらいということですか。

教育部長

そうです。その手間と材料代として、1食300円のうちの1品であれば、100円かなと考えてます。

渡邊委員

わかりました。これからは返金はないということですね。

教育部長

はい。

渡邊委員

もう1点、今コロナの中でやってないかもしれませんが、例えば親子給食の際、保護者に負担してもらうのは、別に計算するということですね。

教育部長

学校給食として、対象以外のものに対しては1食当たり300円をいただくというような計算をしております。なお、学校の先生は今まで4,300円と4,800円と設定していましたが、一律5,000円という形を取るようになります。また、欠食が長ければ、日割りで300円×何日という形でお金をいただくと思います。ですから

保護者の場合は300円いただくという形になります。

渡邊委員

9ページの一番上に宛先がいないんですね。

教育部長

学校長がその子供は何日持参したというのを、給食センターに証明するため、宛先はありません。

教育長

そのほか御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

無ければ原案の通り承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは承認といたします。

(専決第3号 北茨城市立図書館協議会委員の任命について)

教育長

図書館からお願いいたします。

図書館長

(専決第3号 北茨城市立図書館協議会委員の任命について、朗読。)

北茨城市図書館協議会は、学校教育および社会教育者、また学識経験者等の10名の委員で構成されており、任期は2年であります。今回の任命につきましては、今年度、関南小学校校長が異動されたため、その後任である同校長を任命するものであります。任用期間は、前任者の残任期間となっております。以上です。

教育長

ただいまの説明について御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

渡邊委員

議案として、学校関係者が宛て職になる場合がありますが、そのときの住所の表示は学校表示か、本人の自宅の表示なのか、どちらでしょうか。例えば日立保健所の所長が

なったときには、個人の住所ではなく日立保健所の住所が記載されます。議案に載せる
とき、市として決まりはあるのでしょうか。

教育長

教育部長お願いします。

教育部長

様々ですが、私が宛て職であれば、北茨城市磯原町磯原1630番地と住所表示され
る場合もありますし、個人的に住所を求められる場合もあります。決まりはないと思い
ますが、総務課の方へ確認し、次回ご報告いたします。

教育長

そのほか御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

無ければ原案の通り承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは承認といたします。

(議案第22号 北茨城市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改
正する規則について)

教育長

教育総務課からお願いいたします。

教育総務課長

(議案第22号 北茨城市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部
を改正する規則について、朗読。)

本件につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律
が、令和3年5月に公布されたことにより、個人情報の保護に関する法律が、地方公共
団体に新たに適用されることとなりまして、北茨城市長の保有する個人情報の保護に関
する規則が改正されたため、それに伴い、本規則の一部を改正するものです。施行日は
公布の日からとなります。説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお
願いいたします。

教育長

ただいまの説明について御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。
無ければ原案の通り承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは承認といたします。

(報告事項(1) 5月の教育委員行事日程について)

教育長

教育総務課から報告をお願いします。

教育総務課長

5月の教育長及び教育委員の行事予定について説明します。1点目、5月16日(火)令和5年度県北市教育委員会連絡協議会の定期総会及び意見交換会が開催されます。定期総会は午後3時から日立市役所において、懇親会は総会終了後、場所を移動しまして、午後5時30分から「白山」において、4年ぶりに開催される予定です。本日、開催通知及び行程表をお配りしてありますので、ご確認願います。当日は教育部長が各委員をお迎えに行く予定ですので、よろしくをお願いします。2点目、5月18日(木)午後2時から第5回の定例教育委員会を406会議室において開催したいと思いますが、ご都合はいかがでしょうか。

各委員

大丈夫です。

教育総務課長

それでは、5月18日(木)午後2時からの開催としたいと思いますので、よろしくをお願いします。関東甲信越静市町村教育委員会連合会の総会につきましては、メールでお知らせしたとおり、今年度は欠席とさせていただきました。次ページは、5月の教育委員会における主な行事予定となっておりますので、後ほど、御覧ください。

教育長

5月の教育委員の行事日程等については以上ですが、よろしいでしょうか。

(質問等なし)

無いようですので、その他に入ります。奨学金について、教育総務課からお願いいたします。

教育総務課長

北茨城市奨学資金給付制度による令和5年度認定給付者7名について報告させていただきます。昨年11月17日の審査委員会において決定された4名の認定者につきましては、合格通知書、学費納入領収書を確認しましたので、3月に入学支度金を給付いたしました。第1四半期分の奨学金についても今月中に振込み予定です。また、その他の認定給付者3名につきましては、今月中に世帯状況及び学業の状況を確認し、継続支給の可否を決定していく予定です。なお、この3月に奨学金制度2期生1名が卒業して、一般企業に就職しております。簡単ですが報告は以上となります。

教育長

奨学金の説明については、よろしいですか。

(質問等無し)

その他については以上でございます。

教育委員の皆様から3月定例教育委員会、臨時教育委員会での時間がなく、お話を伺うことができなかつたので、御意見等がございましたらよろしくをお願いいたします。

渡邊委員

生徒指導提要が改訂になりました。今回初めて、昨年12月に生徒指導提要が改訂され、年々個人を尊重する環境が必要になってきたのだと感じました。そういう中で、例えば、中学校だと校則や生徒手帳は今もあるか分かりませんが、校則の見直しについて生徒からの要望や家庭からの要望等、何か意見は出ているのでしょうか。

また、今回、新小学1年生の中で、ランドセルを拒否された方がいるのかどうかもお聞きしたいです。今回2色から4色にしましたが、この色ではというような意見があったかについても、合わせてお願いします。

さらに来月の5月1日には、正式な学籍が出てくると思いますが、先ほど教育長の挨拶で、不登校対策の4つの中に風土というのがありましたが、それに関連して、区域外就学や指定校変更を部活動以外の理由があるのかお伺いします。今すぐデータが分からなければ、5月でも結構です。

この年度切り替えで、生徒指導提要の変更、訂正絡みで、教育委員会から特別にこれを指導したとか、あるいは学校ではこういう動きがある、そういうのがもしあれば教え

ていただきたいなと思います。

教育長

生徒指導提要の変更につきましては、私どもも承知していきまして、各校長には新しく変更されたものを購入して、学んでいきたいと思いますとお話をしております。現在、答えられる範囲、また答えられないときは、次回ということによろしいですか。

渡邊委員

はい。結構です。

教育長

それではまず、教育委員会からの指導と校則の見直し等について、学校教育課長からお願いいたします。

学校教育課長

まず、1点目の生徒指導提要に絡む、教育委員会から各学校への指導助言について、かなり長い期間同じ内容でしたが、初めての改訂ということで、内容については校長会の中でこの部分がこのように変わったというように確認しました。今までは生徒指導の3つの機能を重視し、子供たちが主体的に安全安心に学校生活を送れるようにを合言葉にして、取り組んでいたところがございます。具体的には自己決定・自己存在感・共感的な人間関係、この3つを学校の教育活動全てにおいて達成することによって、望ましい学校生活が送れるとされてきました。しかし、今回の生徒指導提要の改訂では、風土づくりが付け加わり、4つの大きな機能に変更し、それらを達成することを目指すことになりました。具体的には、各学校で校内研修を行いながら、全ての教員が同じベクトルで指導に当たるようにという指導をしております。先だって臨時校長会を開いた際にも、教育長からの御指導の後、「生徒指導提要を読み込み、どんなところを目指すのか、全職員で改めて共通理解をして、スタートしてください。」というような話をさせていただきました。特に発達支持的な生徒指導というのが打ち出されましたが、子供たちの成長に繋げるための生徒指導のあり方ということが示されました。何か問題が起こってから、それを対処するためにやるのではなく、子供たちの発達を側面から促しながら、進めていくのが生徒指導というところも強調しました。

2点目の校則の見直しについて、私も前任校において取り組んでいましたが、生徒指導提要では新たに示されましたが、前任校では生徒手帳自体がなく、他の学校について

も、生徒手帳自体は今廃止の方向で進んでいます。校則の見直しは、教師主体ではなく、生徒とともに、あるいは保護者とともに見直しを行い、それをホームページ上にアップすることで、共通理解を図るとというのがこの趣旨かなと思っております。一例を挙げますと、前任校では、生徒会長と副会長から、こういった決まりはおかしいと思うという意見がありました。どこがおかしいか、生徒のみんなに生徒総会で諮って見たらと提案をし、議論を重ね、おかしいところは変えていきました。また、目安箱を置きたいといった提案に対しても、みんなの意見を広く拾うために実現しました。ですから、学校と生徒あるいは児童との対話を今後進めていくように、しっかりと各学校に指導してまいりたいと思っております。以上でございます。

渡邊委員

今話を聞いて、すごく安心しました。決まりを守らせるだけの指導ではなく、なぜそういう決まりがあるのか、誰かのためにこういう決まりがあるということを教えていくような指導に転換しなければいけないと思います。関連して、昨年度不登校がすごい上昇しました。今年度始まったので、ゴールデンウィーク明けにはまた人数が出ると思いますが、これだけ前年度に不登校が出たということは、年度初めからかもしれないという体制で学校運営をしていかないと、また右肩上がりになってしまうのではと思います。生徒指導提要から離れるかもしれませんが、私は関連していると思います。ぜひかもしれないと思いながら、新年度スタートしていただき、結果が出てからではなくて、結果が出る前から対応をお願いできればと思います。

教育長

次にランドセルと区域外、指定校変更等について教育総務課からお願いいたします。

教育総務課長

ランドセルについて、今年の1年生から4色展開をしましたが、1名だけ拒否をなさったご家庭がありました。また、入学式が終わった後で、女の子で学年で1人だけ赤色で、あと全員がすみれだった。という電話が1件ありました。教育委員会としては交換は考えていません。あとは今回の多色について、比較的皆さん好意的に受け止めてくださっていると思います。

渡邊委員

例えばこちらからもう1回電話して、予備とは交換ができないのですか。

教育総務課長

1人あげたとなると、その後が続く方がいる恐れがあるので、教育総務課では考えていません。物価が上がっているということで、ランドセルも1個の単価がかなり上がっています。なるべく在庫は置かないようにするため、今までは転入してくる子にも渡していましたが、4色展開でみんな同じ色じゃなくてもいいということで、あまり余分に購入していません。

渡邊委員

修理のときの代替もないのですか。

教育総務課長

2個ぐらいずつはありますが、交換は考えていません。あとはご家庭内での話し合いかなと思います。

渡邊委員

今年の教訓として、来年度はぜひ、事前に申請状況が分かればいいですね。

教育総務課長

事前の希望調査の段階で、申請状況についてお知らせしてあげてもいいのかなという話はしたんですけども、来年度に向けてその辺りは協議してまいりたいと思います。

次に、指定校変更ですが申請理由は部活以外にもあります。申請理由の詳細については来月の教育委員会に提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

教育長

以上でよろしいですか。

渡邊委員

はい。

教育長

その他、委員の皆さんからご意見等があればお願いいたします。

滝委員

不登校関係について、前回の委員会のときに、1月末現在非常に数が多くて驚いてしまったという話をしたかと思いますが、その後学校教育課長が今現在の子供たちの様子、または終業式に出ることができた子供たちの様子を数値として早速報告してくれまして、ほっとしていたところです。関連して、長欠不登校というのが累積30日、これは文科省に報告が上がり、統計をとるためのものと認識しています。30日に達したから、あなたは不登校という考えはないと思います。この子は3日4日続けて休んでいて、結果30日越えたというよりは、この子危ないぞというときに随時対応できるようにしたいですね。深みにはまってからだと、いろいろな人の配慮や努力が必要になってくるので、傷が浅いうちに随時、対応が必要だと思います。以前、別の委員さんと話題になりましたが、現場にいたときには、例えば夏休み前の終業式に、学校から市教委へ在籍何人、今日は欠席が何名で、1学期はお世話になりましたという報告を入れていました。そういうことを考えると、月に1回は生徒指導の方から報告が上がってくると思いますので、細かい変化をつかめるように、そして少しでも早い対応ができるようお願いします。

もう一点、各学校のホームページを教育長にご指導いただいてから見るようにしていますが、学校間にもものすごく考え方の違いがあるんだと感じています。例えば、個人情報絡みの写真は、解像度を落として、顔は判別できないような極端な学校からはっきり出ている学校までもものすごく差があります。また、ある学校は個人名は一切出さないように空欄にしてある学校から、名前が全部載ってる学校もありました。他の市町村のホームページを見てみると、統一が取れていました。中には、学校長名は出てる市町村もあれば、個人名だから全部書いてない市町村もあり、落差があると思いましたので、これは市として、ガイドラインがあった方がいいかなという感じがしました。以上です。

教育長

不登校についてもう少し細かく把握できるようなこととか、ホームページの個人情報の扱いについて、学校教育課長からご意見ありますか。

学校教育課長

ご指摘の通り、30日を超えてから、対応してもなかなか復帰はできないというのは、当然のことだと思います。学校教育課では、2日連続欠席をした場合には、基本的には家庭訪問と示しております。もちろん欠席した場合には、まず連絡ということで、なぜ欠席をしたのかというその理由、原因をしっかりと把握して、それが不登校に繋がるような理由であるのかどうか、そういったところをしっかりと分析をしてくださいと指示し

ています。その上で、連続して欠席した場合に基本家庭訪問というかたちで対応しております。また市教委の方にも気になるときには、すぐに電話でまず一報を入れてもらい、市教委の方も部長、教育長まで情報を共有して、どんな対応するか、判断をして動いている状態です。ただ、様々な原因・要因がございまして、本人に関するものや家庭環境によるもの、あるいはその他ということで、本当に数を挙げればきりが無いぐらい、複雑に絡み合っています。それについては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった関係機関との繋がり、あるいは福祉的な支援ということで、社会福祉課あるいは子育て支援課に繋いで、子育て支援課の家庭教育相談員の方々による家庭訪問を行っていただいたり、あらゆるケースによって対応を判断して、長期にならないように手立ては講じてきているつもりです。できるだけ家庭に寄り添った形で、今年度は進められるように、今後とも連携をしてまいりたいと思っております。

滝委員

コロナのこの3年間の影響で相当子供たちの精神的なものが打撃を受けています。調査によると、友人関係が構築できない、壊れたら修復できない、またそうなることが怖くて学校に行けないという理由が大部分を占めています。その他、無気力、不安というのがありますので、早くつかんで、みんなであなたのことを思ってるんだよと示すのが非常に大事になってくると思います。このスタート時期や5月連休明けも大きな山になると思いますので、それを逃がさないためにもお願いします。

教育長

その他、御意見等いかがでしょうか。

渡邊委員

大日本の教科書問題について、北茨城市でも採択していると思いますが、今使ってる児童生徒への影響があるのかお聞きしたいです。もし、ある場合には、新たに発行はできないことになってるので、年間指導計画や今年の指導の深度に影響はあるのでしょうか。把握していることや学校への対策があればお願いします。

教育長

今のところ取り扱わないということはありません。

渡邊委員

今、採択してるものはそのまま継続ですか。

教育長

はい。

渡邊委員

直接的な影響はありませんよね。

教育長

はい。

渡邊委員

ありがとうございます。

教育長

そのほか御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

(質問等なし)

無ければ議事進行を教育総務課長にお戻しします。

(閉 会)

教育総務課長

以上で令和5年第4回定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後3時29分